

長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会設置要領 新旧対照表

改正後	現行
長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会設置要領 (設置) 第1条 長崎県土木部所管の建設工事のうち、総合評価落札方式（標準型、簡易型）に関する事項のうち技術提案の審査、総合評価落札方式（担い手育成型）施工計画の審査、及び施工体制確認型総合評価落札方式の施工体制評価点の審査を行うため、長崎県土木部所管競争参加資格委員会の下部組織として、長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）を設置する。 (組織) 第2条 会長は技術審査分科会を総理する。 2 技術審査分科会は、建設企画課長を会長とし、本庁工事担当主務課総括課長補佐及び土木部内の各課室の総括課長補佐（室の場合は課長補佐）のうち、会長が技術審査分科会開催前に指名する3名を会員として組織する。 3 技術審査分科会の庶務は、建設企画課が行うものとする。 (技術審査分科会の招集及び運営) 第3条 技術審査分科会は、会長が召集する。 2 技術審査分科会は、会長、本庁工事担当主務課総括課長補佐及び会員3名をもって成立するものとする。ただし本庁工事担当主務課総括課長補佐が不在又は本庁工事担当主務課総括課長補佐に事故があるときは、本庁工事担当主務課課長がその職務を代理する。	長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会設置要領 (設置) 第5条 長崎県土木部所管の建設工事のうち、総合評価落札方式（標準型、簡易型）に関する事項のうち技術提案の審査、総合評価落札方式（若手技術者育成型）施工計画の審査、及び施工体制確認型総合評価落札方式の施工体制評価点の審査を行うため、長崎県土木部所管競争参加資格委員会の下部組織として、長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会（以下「技術審査分科会」という。）を設置する。 (組織) 第6条 会長は技術審査分科会を総理する。 2 技術審査分科会は、建設企画課長を会長とし、本庁工事担当主務課総括課長補佐及び土木部内の各課室の総括課長補佐（室の場合は課長補佐）のうち、会長が技術審査分科会開催前に指名する3名を会員として組織する。 3 技術審査分科会の庶務は、建設企画課が行うものとする。 (技術審査分科会の招集及び運営) 第7条 技術審査分科会は、会長が召集する。 2 技術審査分科会は、会長、本庁工事担当主務課総括課長補佐及び会員3名をもって成立するものとする。ただし本庁工事担当主務課総括課長補佐が不在又は本庁工事担当主務課総括課長補佐に事故があるときは、本庁工事担当主務課課長がその職務を代理する。

長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会設置要領 新旧対照表

改正後	現行
3 会長は、審査を行うにあたり、必要に応じて第三者を指名し、意見を徴収することができるものとする。 (技術審査分科会の職務) 第4条 会長は、長崎県土木部所管競争参加資格委員会第4条(9)ウ、(10)ア、(11)アにより委ねられた事項について、審査を行うものとする。 なお、<u>他の知事部局より</u>総合評価落札方式の審査依頼があった場合は、これを受けることができるものとする。 2 会長は審査結果について、総合評価審査委員会から意見を聴取するものとする。 3 会長は、審査結果に対し、総合評価審査委員会より、異なる意見が出た場合は、再度審査を行うものとする。 4 会長は、総合評価審査委員会の意見及び再審査結果を長崎県土木部所管競争参加資格委員会の委員長へ必要に応じて報告するものとする。 5 会長は、標準型の技術提案の審査結果は技術提案確認通知書の通知期限前までに、簡易型の技術提案の審査結果及び<u>担い手</u>育成型の施工計画の審査結果は入札書の提出期限から開札直前までに、施工体制確認型の施工体制評価点の審査結果はすみやかに、契約担任者へ回答するものとする。	3 会長は、審査を行うにあたり、必要に応じて第三者を指名し、意見を徴収することができるものとする。 (技術審査分科会の職務) 第8条 会長は、長崎県土木部所管競争参加資格委員会第4条(9)ウ、(10)ア、(11)アにより委ねられた事項について、審査を行うものとする。 なお、水産部より漁港関係工事における総合評価落札方式の審査依頼があった場合は、これを受けることができるものとする。 2 会長は審査結果について、総合評価審査委員会から意見を聴取するものとする。 3 会長は、審査結果に対し、総合評価審査委員会より、異なる意見が出た場合は、再度審査を行うものとする。 4 会長は、総合評価審査委員会の意見及び再審査結果を長崎県土木部所管競争参加資格委員会の委員長へ必要に応じて報告するものとする。 5 会長は、標準型の技術提案の審査結果は技術提案確認通知書の通知期限前までに、簡易型の技術提案の審査結果及び若手技術者育成型の施工計画の審査結果は入札書の提出期限から開札直前までに、施工体制確認型の施工体制評価点の審査結果はすみやかに、契約担任者へ回答するものとする。

長崎県土木部競争参加資格委員会技術審査分科会設置要領 新旧対照表

改正後	現行
6 他の知事部局より依頼があった場合会長は、審査結果、総合評価審査委員会の意見及び再度審査を行った場合その結果をすみやかに<u>その部局</u>へ回答するものとする。 6 削除 7 削除 附則 この要領は平成20年4月1日から施行する。 この要領は平成20年7月22日から施行する。 この要領は平成23年5月1日から施行する。 この要領は平成25年6月22日から施行する。 この要領は平成25年7月1日から施行する。 この要領は平成26年4月1日から施行する。 <u>この要領は平成27年4月1日から施行する。</u>	6 水産部より依頼があった場合会長は、審査結果、総合評価審査委員会の意見及び再度審査を行った場合その結果をすみやかに水産部へ回答するものとする。 6 削除 7 削除 附則 この要領は平成20年4月1日から施行する。 この要領は平成20年7月22日から施行する。 この要領は平成23年5月1日から施行する。 この要領は平成25年6月22日から施行する。 この要領は平成25年7月1日から施行する。 この要領は平成26年4月1日から施行する。

